

## 公共下水道・農業集落排水使用料改定のお知らせ

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、消費税の増税分を平成26年4月から改定させていただくこととなりました。

ご利用の皆様にはご負担をおかけしますが、今後も一層の経費の節減を図りながら健全な運営に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ◎1か月あたりの下水道（農業集落排水を含む）料金

区分	新料金 (基本料)	旧料金 (基本料)	超過料金 (旧料金→新料金)
下水道及び 農業集落排水	<b>1, 512円</b>	1, 470円	10 m <sup>3</sup> を超過した水量 1 m <sup>3</sup> あたり 147円→ <b>151円</b>

### ◎消費税率8%の適用時期

- ・基本料及びメーター使用料については**平成26年4月分(5月請求分)**から適用
- ・超過料については**平成26年7月のメーター検針分(8月請求分)**から適用

使用月	基本料及び メーター使用料	超過料	備 考
平成26年3月分	5%	5%	冬期見込水量料金
平成26年4月分	8%	5%	
平成26年5月分	8%	5%	平成26年5月検針 冬期料金の精算
平成26年6月分	8%	5%	
平成26年7月分	8%	8%	平成26年7月検針

## 下水道使用料・農業集落排水使用料について

### ■集落排水・下水道使用料金表■

種 別	基本料金（1か月 10 m <sup>3</sup> まで）	超過料金（10 m <sup>3</sup> を超過した場合）
集落排水 使用料	1, 5 1 2 円	1 m <sup>3</sup> あたり 1 5 1 円
下水道 使用料	1, 5 1 2 円	1 m <sup>3</sup> あたり 1 5 1 円

### ■使用料金計算のしくみ（1ヶ月分）■

農業集落排水の料金算定方法

$$1, 5 1 2 \text{円} \text{（基本料金）} + \text{（使用水量} - 10 \text{ m}^3\text{）} \times \boxed{1 5 1 \text{円} \text{（単価）}}$$

公共下水道の料金算定方法

$$1, 5 1 2 \text{円} \text{（基本料金）} + \text{（使用水量} - 10 \text{ m}^3\text{）} \times \boxed{1 5 1 \text{円} \text{（単価）}}$$

### ■使用水量の求め方（集排・下水）■

①水道のみの場合は、水道使用量

②水道と井戸の併用の場合は、水道使用量 + 世帯人数 × 3 m<sup>3</sup>

③井戸のみの場合は、世帯人数 × 6 m<sup>3</sup>

例えば、水道と井戸の併用の3人家族で、水道使用量が15 m<sup>3</sup>の場合の求め方

$$\text{水道使用量 } 15 \text{ m}^3 + \text{（世帯人数 } 3 \text{人} \times 3 \text{ m}^3\text{）} \Rightarrow 15 \text{ m}^3 + 9 \text{ m}^3 = \underline{24 \text{ m}^3} \text{が使用量です。}$$

計算方法（集落排水・下水道共通です。）

・基本料金	10 m <sup>3</sup> まで基本料金に含まれます	1, 5 1 2 円
・超過料金	14 m <sup>3</sup> （11~24 m <sup>3</sup> 分） × 151円 =	2, 1 1 4 円
	計	3, 6 2 6 円